

新潟県特別栽培農産物 認証通知書

長振農第2144号
令和3年9月21日

長岡市浦4726番地
有)アグリカンパニーこしじ
代表取締役 西脇 安三郎 様

新潟県長岡地域振興局農林振興部



令和3年4月20日付けで生産登録した下記の農産物について、新潟県特別栽培農産物認証要綱第12第1項の規定に基づき、認証したことを通知します。
あわせて、下記のとおり認証マークの使用を許可します。

記

1 認証した農産物等

| 農産物名 (作型名) | 面積 a (ほ場数) | 出荷予定量 kg | 出荷単位 | マーク規格 数量 (枚) | 現有マークの 規格・数量(枚) | 生産登録番号 | 認証番号 |
|---------------|--------------------|--------------------------------|------------------------|--------------------------------------|------------------------|------------|-----------------|
| 米 () | 面積: 453.10 (12) | 園芸: 玄米: 9,000 精米: 11,445 | 玄米30kg 袋、精米5kg 袋 | 大: 300 中: 小: 2,289 計: 2,589 | — | 生-21-G-111 | G21111 (長岡市) |
| 合計 | 面積: 453.10 (12) | 園芸: 玄米: 9,000 精米: 11,445 | | 大: 300 中: 小: 2,289 計: 2,589 | 大: 中: 小: 計: 0 | — | — |

2 留意事項

- 1) 認証マークは要領第14第1項に基づき、県で指定の印刷業者(第一印刷所)に認証通知の写しを添えて申し込む。
- 2) 要綱第15に基づき、農産物が認証基準を満たさないことが判明したとき、又は、認証マークの使用許可を受けたものが認証マークを不正に使用したとき等、認証が不相当と認めるときは、認証を取消すものとする。
- 3) 認証者に過失がないと認められる場合を除いて、取消しの翌年から起算して3年間は、当該認証者からの申請に係る農産物を認証しないものとする。